

大田市告示第 8 0 号

大田市地域活動支援センター事業実施要綱（平成 1 8 年大田市告示第 6 8 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 4 月 1 日

大田市長 楫 野 弘 和

第 6 条第 1 号中「常勤」を削り、「1 名以上を」を「2 名以上を常勤とし、職員は業務に支障のない場合は兼務を可能とする。なお、職員のうち 1 名以上の専門職（」に、「の職員」を「等）」に改め、同条第 2 号中「常勤」を削り、「配置」の次に「し、うち 1 名以上を常勤とし、職員は業務に支障のない場合は兼務を可能と」を加える。

附 則

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。